

◎新潟県選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長岡市立劇場	長岡市幸町2丁目1番2号	大ホール	1,390.00	平成28年9月2日